

第65回 横浜市港湾審議会

〔議題〕

- 1 横浜港港湾計画の軽易な変更
 - (1)臨港交通施設計画の追加
【本牧ふ頭地区】
 - (2)旅客船埠頭計画、水域施設計画及び大規模地震対策施設の変更
【内港地区(新港地区)】
 - (3)「レクリエーション等活性化水域」の追加
【内港地区(新港地区)】
 - (4) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項の追加(橋梁の桁下空間の確保)
【新山下地区】
 - (5) 民間専用埠頭計画の変更(岸壁の延伸)
【本牧地区】
- 2 平成29年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定

【議題1】

横浜港港湾計画の軽易な変更

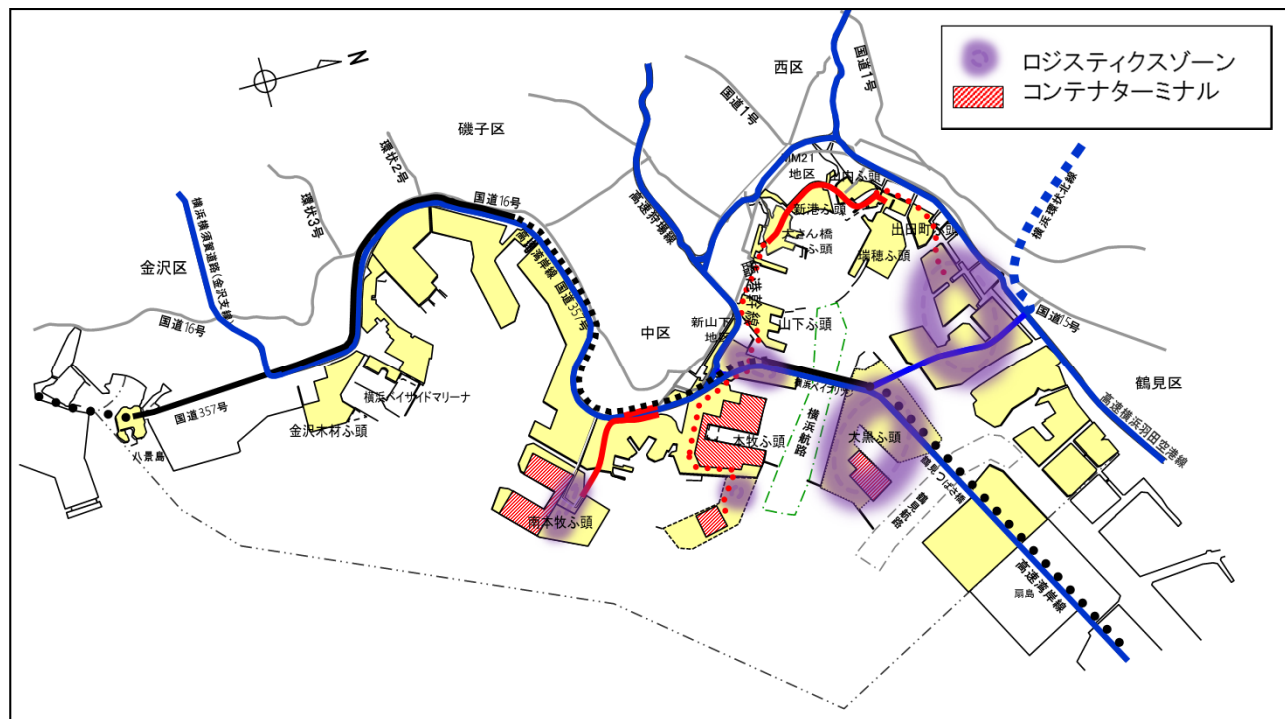
- (1) 臨港交通施設計画の追加
【本牧ふ頭地区】
- (2) 旅客船埠頭計画、水域施設計画及び大規模地震対策施設の変更
【内港地区(新港地区)】
- (3) 「レクリエーション等活性化水域」の追加
【内港地区(新港地区)】
- (4) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項の追加
(橋梁の桁下空間の確保)
【新山下地区】
- (5) 民間専用埠頭計画の変更(岸壁の延伸)
【本牧地区】

(1) 臨港交通施設計画の追加 【本牧ふ頭A突堤】：現況



(1) 臨港交通施設計画の追加 【本牧ふ頭地区】：変更理由

- 本牧ふ頭 A 突堤に冷凍冷蔵倉庫機能、流通加工機能、集配送機能等を有する高機能な物流施設を集積させることで、横浜港のロジスティクス機能の強化を図ることとしている。
- 高度な物流拠点の形成を促進する臨港道路の線形を新たに定めたため、計画に位置付ける。
- 今回位置付けた臨港道路について、国庫補助事業を導入していく。

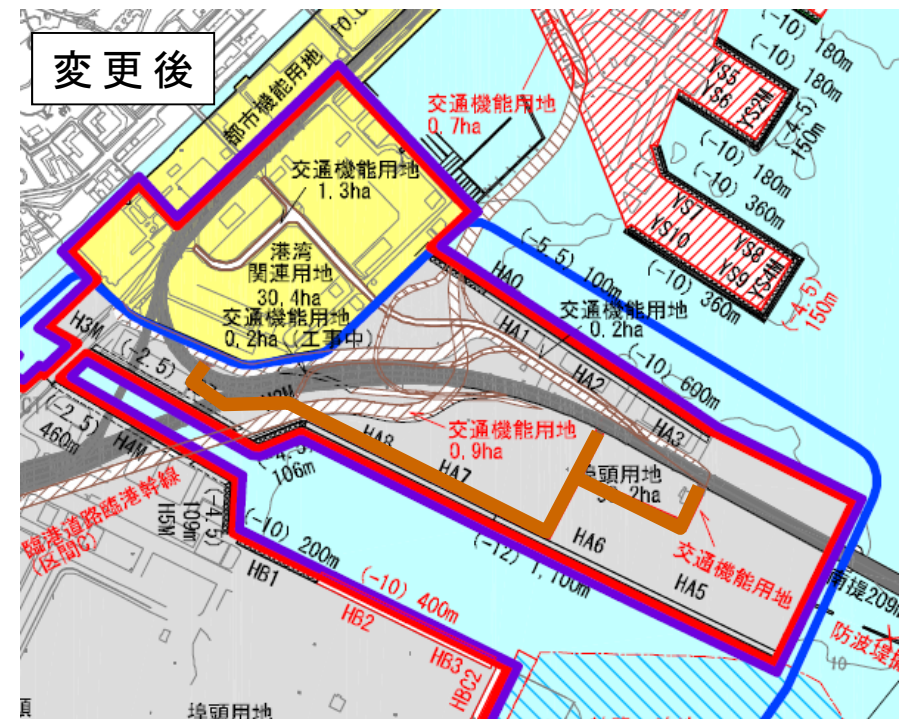
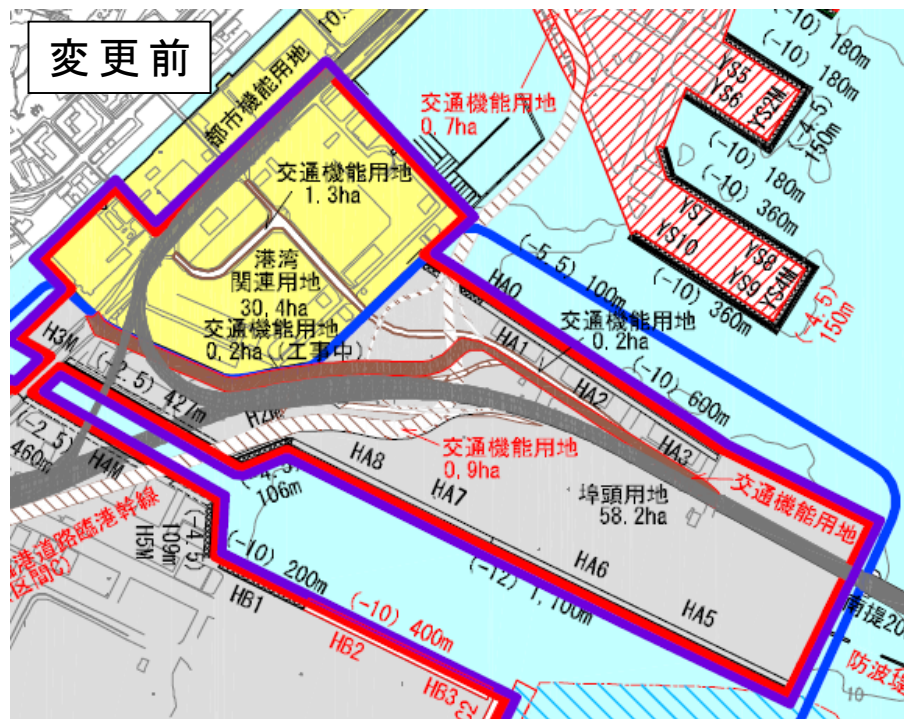


横浜港におけるロジスティクス機能集積予定図

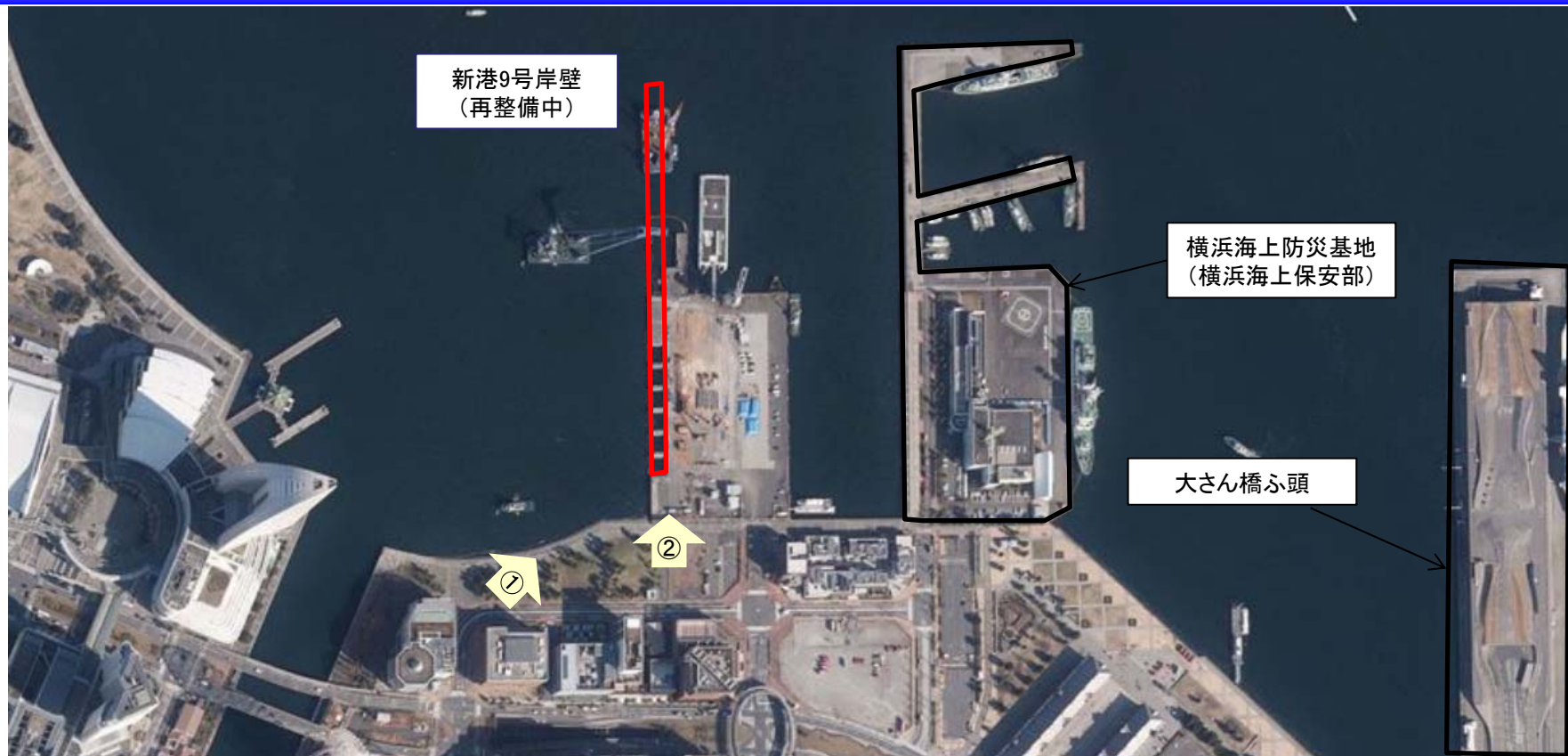
(1) 「臨海部物流拠点の形成を図る区域」及び臨港交通施設計画の追加 【本牧ふ頭地区】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

○本牧ふ頭A突堤において、臨港交通施設計画に臨港道路を追加する。



(2) 旅客船埠頭計画、水域施設計画及び大規模地震対策施設の変更 【内港地区（新港地区）】：現況



(2) 旅客船埠頭計画、水域施設計画及び大規模地震対策施設の変更 【内港地区（新港地区）】

[変更内容]

○対象船舶の変更に伴う、岸壁水深等の変更（9.0m→9.5m）

[変更理由]

○現在の港湾計画における新港9号岸壁の対象船舶は、7万トンクラス（サンプリンセスクラス）の客船を想定している。

○H29年1月に横浜港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾として選定され、新港9号において（株）カーニバル・ジャパンと協定を締結しダイヤモンド・プリンセス（12万トンクラス）を受入れることとしている。

○そのため、対象船舶を変更し、水深及び泊地・航路泊地を変更する。



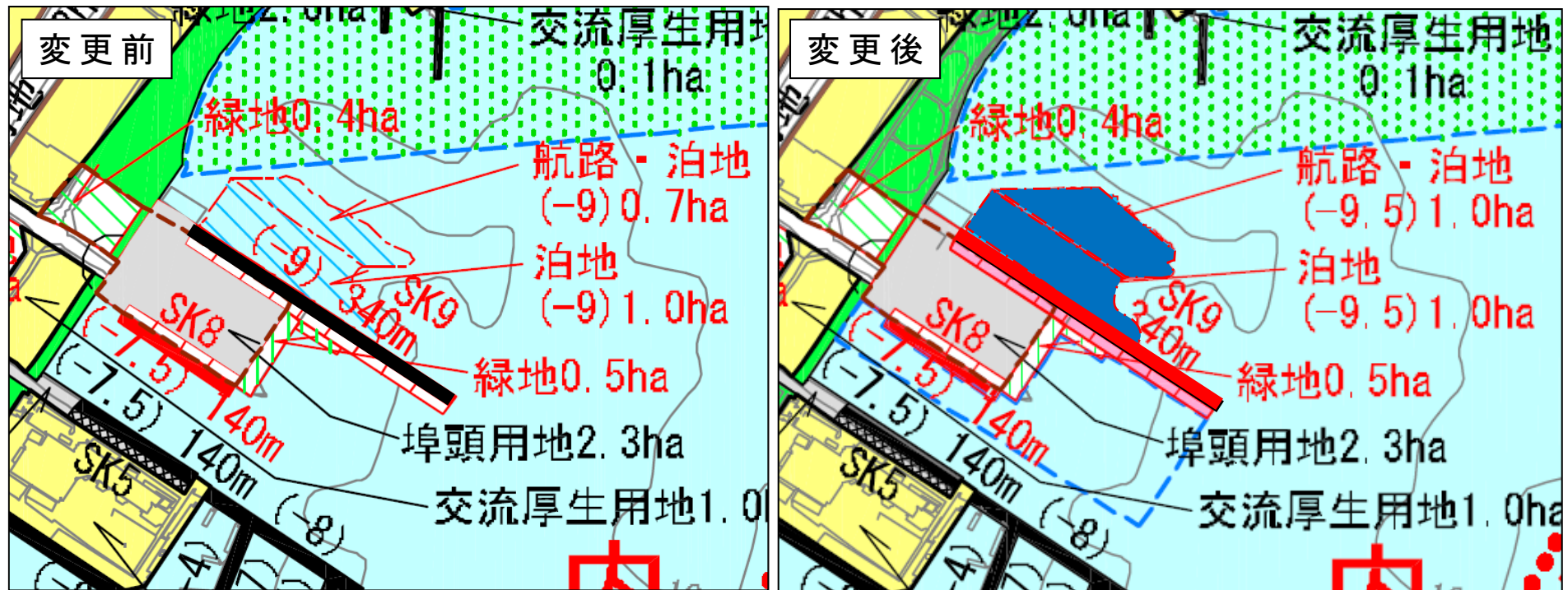
ダイヤモンドプリンセス諸元

総トン数	115,875トン
全長	290.00m
全幅	37.50m
乗客定員	2,706名
就航	平成16年3月
船籍	英国
運航会社	プリンセス・クルーズ（米国）

(2) 旅客船埠頭計画、水域施設計画及び大規模地震対策施設の変更 【内港地区（新港地区）】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

- 新港9号岸壁（耐震強化）の水深を9.0mから9.5mに変更する。
- 岸壁前面の泊地の水深を9.0mから9.5mに変更する。
- 航路・泊地の水深を9.0mから9.5mに変更し、面積を0.7haから1.0haに変更する。



(3) レクリエーション等活性化水域の追加 【内港地区（新港地区）】：現況



(3) レクリエーション等活性化水域の追加 【内港地区（新港地区）】：変更理由

- 新港地区客船ターミナル（仮称）では、公民連携により客船施設の整備が行われる。事業者は、旅客施設としてCIQ施設等からなる基本施設、サービス・商業施設等からなる複合施設を整備することになっており、10月4日に開発事業者が決定した。
- 開発計画において、「港のハブ ヨコハマウミエキ」をコンセプトとし、水上交通やディナークルーズ船など水域利用も含め、新しい賑わいの拠点づくりを目指すこととしている。
- そのため、事業用地に隣接する水域をレクリエーション等活性化水域に指定し新港地区の新たな賑わい創出につなげていく。



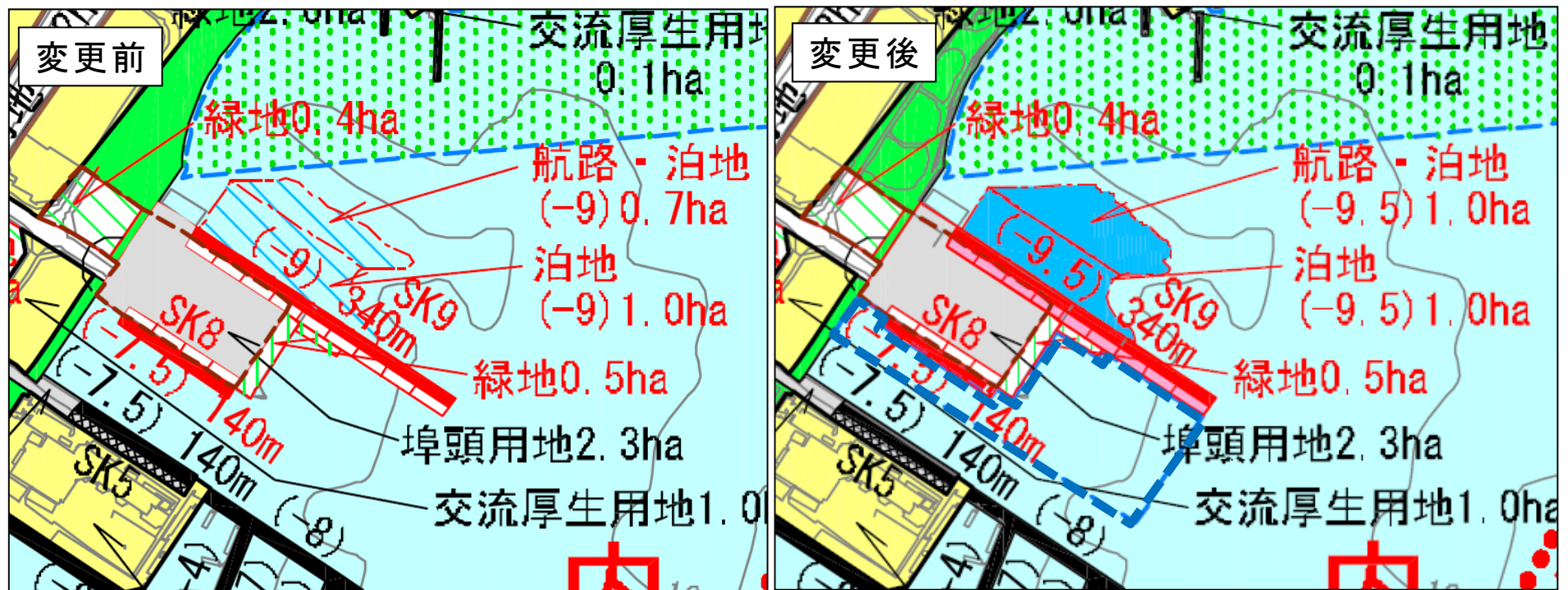
水域利用のイメージ



(3) レクリエーション等活性化水域の追加 【内港地区（新港地区）】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

- 「レクリエーション等活性化水域」を新港地区客船ターミナル（仮称）と隣接する水域に設定する。



(4) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項の追加（橋梁の桁下空間の確保）
【新山下地区】：現況



新山下の状況①



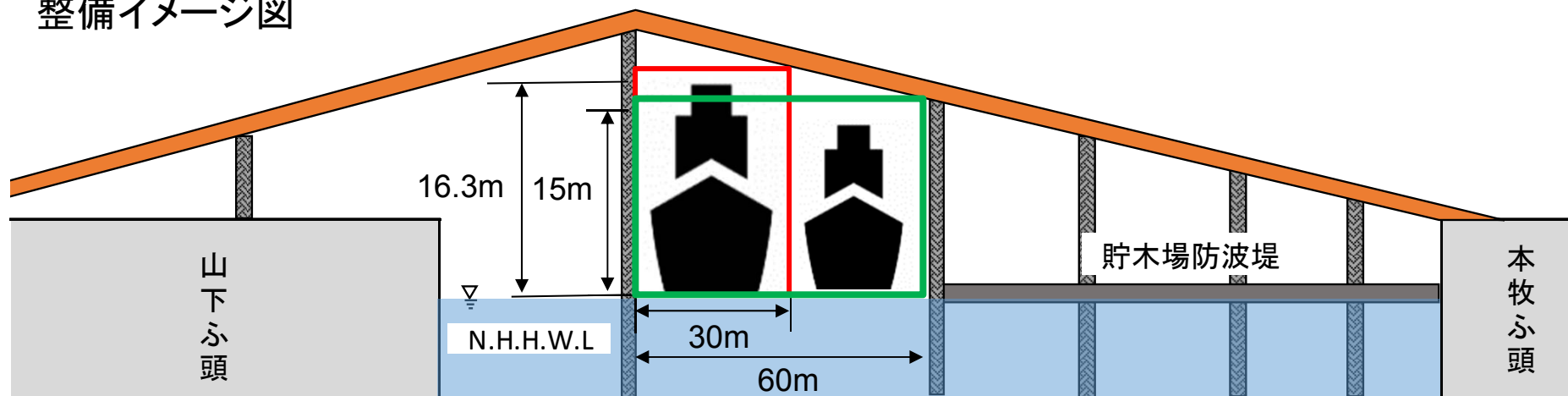
新山下の状況②

(4) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項の追加（橋梁の桁下空間の確保）
【新山下地区】：変更理由

○当該水域を航行するはしけ等の船舶の安全確保のために、臨港幹線道路の桁下空間の高さ及び幅を次の通り設定する。

対象船舶	水面上高さ	全長	桁下空間
プッシャーボート	16.1m	20m	高さ N.H.H.W.L+16.3m 航路幅 30m
タグボート	12.0m	30m	高さ N.H.H.W.L+15.0m 航路幅 60m
はしけ(曳船込み)	5.4m	60m	

整備イメージ図



注)N.H.H.W.L.(略最高高潮面)はY.P.+2.75mであり、H.W.L(朔望平均満潮面)より0.75m高い。

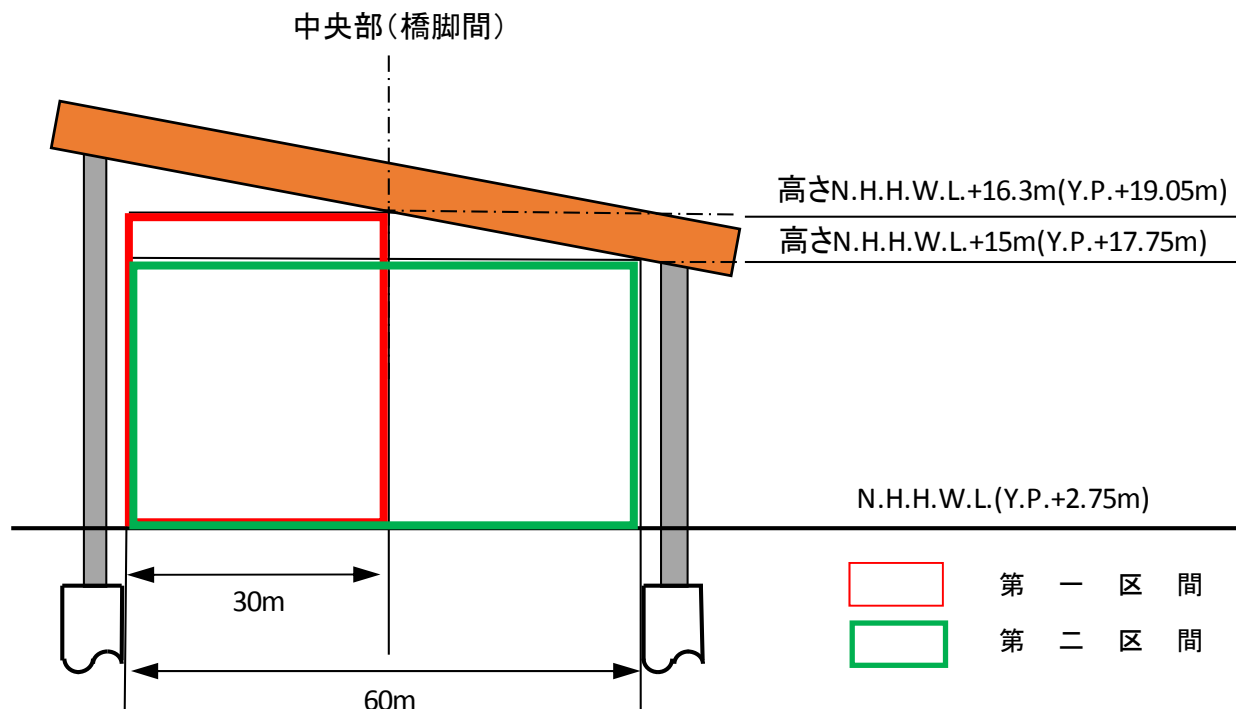
(4) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項の追加（橋梁の桁下空間の確保） 【新山下地区】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

○港湾を利用する船舶に航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり定める。

橋梁名（仮称）	桁 下 空 間
山下本牧連絡橋 （臨港道路）	中央部北側 幅30m 高さN.H.H.W.L.+16.3m
	中央部 幅60m 高さN.H.H.W.L.+15.0m

注) N.H.H.W.L.は、略最高高潮面であり、Y.P.+2.75mとする。



(5) 民間専用埠頭計画の変更 (岸壁の延伸) 【本牧地区】：現況



(5) 民間専用埠頭計画の変更（岸壁の延伸） 【本牧地区】：変更理由

- 民間企業が所有する岸壁について、船舶の修繕に供する作業船等の係留場所が慢性的に不足していることから、岸壁の延伸を計画に位置付ける。
- なお、当該係留施設は船舶の修繕が目的であり、荷役を行わないため貨物量の増減は生じない。



(5) 民間専用埠頭計画の変更（岸壁の延伸）

【本牧地区】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

○専用埠頭計画の変更として、既存係留施設の延伸を位置付ける。

水深 9 m 岸壁 延長 465 m [既設の変更計画]

